

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

揺さぶられっ子症候群(SBS)をめぐる スウェーデンの議論と可視化事情(その3) ～日本でも冤罪多発?—揺らく医学神話による訴追が急増

取調べの可視化大阪本部 副本部長 秋田 真志

前号では、アメリカで提唱された「揺さぶられっ子症候群(SBS)」を虐待と結びつける理論が、スウェーデンでも用いられるようになったことを報告した。しかし、スウェーデンでは、2014年の最高裁において、SBSで訴追され、1審及び2審で有罪判決を受けた父親に対し、逆転無罪判決が出された。最高裁判決によれば、父親の供述内容が録画されているという。可視化をはじめとするスウェーデンの刑事司法制度やSBSをめぐる議論状況は、わが国においても、十分に参考になるに違いない。日弁連刑事弁護センター及び取調べの可視化本部は、スウェーデンに調査団を派遣することとし、筆者もこれに参加した。その結果、スウェーデンの刑事司法制度・SBSの議論のいずれについても、日本にいては到底知り得ない、様々な実情が浮かび上がってきたのである。

1. なぜ私たちはスウェーデンに向かったのか

スウェーデンでのSBSをめぐる議論状況の報告に先立って、なぜ私たちがスウェーデンに調査に行くことになったのか、その経緯を説明しておこう。

わが国では、2018年6月までに勾留全件の被疑者国選弁護制度が実施される(2016年刑事訴訟改正)。このようにわが国でも、弁護士依頼権(憲法37条3項)の充実は図られているものの、なお取調べ開始前に弁護士と相談する権利や、取調べへの弁護士立会権が認められているわけではない。これに対し、ヨーロッパでは、欧州人権裁判所の2008年11月27日サルダズ判決(ECHR 27 November 2008, *Salduz v. Turkey*, No.36391/02)において、「公平な裁判を受ける権利を十分に『実践的で効果的』ならしめるために、欧州人権条約6条は、原則として、警察に逮捕された被疑者の初回取調べ以前に弁護人にアクセスする権利を保障することを要求している」とし、2013年10月22日に欧州議会及び欧州連合理事会(the European Parliament and of the Council of the European Union)が発した「刑事及び欧州内の逮捕状についての手続における弁護士へのアクセス権及び自由剥奪時に第三者機関に連絡を求め、第三者及び領事とコミュニケーションする権利に関するEU指令」(Directive 2013/48/EU

of the European Parliament and of the Council of 22 October 2013)において「加盟国は、被疑者・被告人が質問を受ける際に、弁護士が立ち会い、効果的に参加する権利を保障しなければならない。かかる参加は各国法の手続に従うが、その手続は、権利が効果的に行使され、権利の本質を害さないものでなければならない。弁護士が取調べに参加した事実は、各国の法に従った手続によって記録されなければならない」とされた。すなわち、EU加盟国は、取調べ開始前に弁護士と相談する権利、さらには弁護士が取調べに立ち会う権利を保障する義務を負っているのである。もっとも、その法制化及び運用は各国の主権にゆだねられる。その運用実態を知るためには、それぞれの国に赴いて調査する必要がある。また、離脱表明はあったもののEU加盟国であるイギリスにおいて、取調べの可視化が充実していることはよく知られている。日弁連もイギリスの可視化の実情は何度か調査に赴いている。しかし、EUの他の諸国、特に北欧での取調べの可視化の実際は調査できていなかった。EU諸国での弁護士依頼権、立会権の実情とともに、取調べの可視化の実情を調べるべきではないかという意見は、従前から日弁連可視化本部で聞かれていた。

そのような議論がなされる中、私たちは2014年11月にスウェーデンの最高裁が、SBSについて逆転無罪判決を出していたこと知った(スウェーデン最高裁2014年11月2日判

決・B3438-12)。判決の英文訳を日本語に翻訳してみると、スウェーデン最高裁は、自ら医学者の証人尋問を実施した結果として、「**暴力的なゆさぶりの診断についての科学的な証拠は不確実なものである**と判明したと結論づけることができる」と明言していた。また、判決の中には「捜査段階において、**ビデオ録画された状況の下で**、MM（被告人）は何が起こったかを示している」という一文があった。この記述は、スウェーデンの取調べが可視化されていることや、その録画媒体が実質証拠として用いられている可能性を示唆しているように思われた。スウェーデンの調査は、EU諸国における弁護士依頼権や立会権のみならず、取調べ可視化の実情を知る上でも有意義であることは間違いない。SBSの議論状況も参考になるはずだ。このように確信したことから、私たちは一路スウェーデンを目指すことにしたのである。

2. 予想外だったスウェーデンの可視化事情

ではスウェーデンの可視化事情はどうだったのか。結論から言えば、視察は予想外の実情を知ることから始まった。実は、スウェーデンでは取調べの録音・録画が行われないわけではないが、その実施はあくまで捜査機関の裁量とされ、実施率も決して高くなかったのである。2017年4月1日施行の新法において、取調べ過程の録音録画が推奨され、今後、スウェーデンでも可視化が進められていく可能性は十分にあるという。しかし、それも義務づけではなく、あくまで捜査機関の裁量である。少なくとも2017年8月の視察時点で、可視化が劇的に進んだわけではないようである。個人的には全件・全過程の可視化が行われているのではないかと期待していた筆者は、その実情を聞いたとき、正直なところがっかりしたことは否めない。

もっとも、スウェーデンで可視化が進まなかったのは、日本と全く実情が異なる。スウェーデンの場合、取調べにおける弁護士の立会権が保障され、実際ほとんどの事件の取調べで、弁護士が立ち会うというのである。弁護士が立ち会う以上、自白の強要はできるはずがない。実際、スウェーデンの弁護士らは、私たちのインタビューに対し、立ち会っている以上違法な取調べなどできない、と胸を張った。

確かにスウェーデンで可視化が義務づけられていないとは言え、長らく密室で弁護士の立ち会いもないまま、取調官による露骨な自白強要や作文がしたい放題であったわが国と単純に比較することはできまい。

他方、スウェーデンでも100%可視化が実施されている事件類型があるという。児童虐待など、15歳以下の少年が被害者となった事件での被害者取調べである。スウェーデンでは、少年保護の観点から、15歳以下の少年は法廷で証人に立たないという。その代わりに少年は、取調べ環境が配慮された専用の取調室で、専門の訓練を受けた取調官から、司法面接手法によって事情聴取を受ける。その状況は全過程が録画・録音される。取調官以外の関係者は別室の映像でその状況をモニターする。検察官が立ち会うこともあれば、被疑者の弁護士も立ち会う場合もある。必要に応じて弁護士もイヤホンを通じて、取調官に補充質問を求められることができるという。スウェーデンの首都ストックホルムには、このような取調室を完備した「子どもの家」と呼ばれる少年保護施設（日本で言えば児童相談所のような施設と思われる）がある。スウェーデン当局としては、自慢の設備だということであった。

このようにして少年被害者の取調べを録画録音した記録媒体は、後の公判で証拠とされる可能性がある。少年は証言に立たないため、弁護士の反対尋問権が保障されないことになるが、その代わりその証明力は慎重に判断されることになるとのことであった。わが国の憲法上（憲法37条2項）、反対尋問権の保障が及ばない法制は考えられないが、すでにわが国の捜査機関の一部は司法面接手法の検討や試行をはじめており、弁護士会としても早急に検討を開始すべきテーマと言えよう。^{※1}

3. 可視化が無罪の決め手に

以上のとおり、可視化が裁量である反面、弁護士の立会権や司法面接を前提とした少年取調べの可視化など、スウ

※1 司法面接手法については、英国内務省・英国保健省編/仲真紀子・田中周子訳「子どもの司法面接 ビデオ録画面接のためのガイドライン」誠信書房(2007年)。新聞報道によれば、2014年に高松高検・高松地検が司法面接のプロジェクトチームを立ち上げたほか、2016年1月には宇都宮地検が11歳の被害者に対し、司法面接による事情聴取を行い、同年7月に宇都宮地裁が有罪判決を出しているという。日弁連及び大阪弁護士会の取調べ可視化本部は、司法面接PTを立ち上げて、検討を開始した。

スウェーデンの刑事司法は、ある意味ではわが国より先進的な取組がなされているようにも見えた。しかし、視察2日目に行われたSBS事件の冤罪被害者のインタビュー^{※2}では、弁護活動に対する不満も聞かれ戸惑いも禁じ得なかった。弁護人依頼権が充実し、取調べの立ち会いもあるスウェーデンで、どうしてSBSの冤罪は防げなかったのであろうか。

視察4日目、視察団はSBS事件に精力的かつ献身的に取り組んだアンナ・ダルボーム弁護士のインタビューから、その疑問に対する答えの一端を知ることになった。アンナ弁護士は、あるSBS事件を控訴審から受任することになった。彼女の依頼者は、ある双子の父親である。生後2ヶ月の双子の妹には体に多数の骨折がある上、三徴候が認められた。しかもその父親は、捜査段階、そして一審と揺さぶりの事実を認めていたという。その結果一審で懲役5年の有罪判決を受けていた。捜査段階だけでなく、公判段階と自白していたとなれば、それだけでも刑事弁護的には絶望的に思える。しかも捜査段階において、被疑者の取調べには終始弁護人が立ち会っていたという。立ち会いがある中で、自白をとられたというのであれば、なおさら絶望的と見えるであろう。

しかし、アンナ弁護士はあきらめなかった。彼女は、自白をとられた取調べの全過程が録画・録音されていることに気づき、控訴審で証拠開示を受けた上で、そのすべてを詳細に検討したのである。先にも述べたとおり、スウェーデンでは取調べの可視化は捜査機関の裁量とされているが、その事件では全過程が録画・録音されていたのである。その結果、アンナ弁護士は取調べの問題点に気づいた。取調官は暴力こそ振るわないものの、被疑者の父親に対し、「赤ちゃんがなぜ頭部の重傷や体の骨折を負ったのか」と問い続けていた。いわゆるリード・テクニク^{※3}である。心理的な逃げ場のないところに被疑者を追い詰め、自白を迫る手

法である。アンナ弁護士が数えてみたところ、取調官の追及に対し、父親は37回にわたり、「知らない」「わからない」を繰り返し、その後耐えきれなくなって「揺さぶり」を認めていたのである。弁護人は立ち会っているが、取調官の追及に対し、一度も口を挟まず、黙っているだけであった。そして、その弁護人がそのまま一審でも弁護を担当し、有罪判決につながっていたのである。アンナ弁護士は、取調べ録画からリード・テクニクによる巧妙な自白強要の実態を浮き彫りにすることを控訴審弁護の柱の一つとした。

しかし、それだけで無罪になるわけではない。取調官が父親を追及したように、なぜ生後2ヶ月の赤ちゃんが三徴候を生じてしまったのかは不明である。これを明らかにしなければ、有罪判決を覆すのは難しいであろう。この点でもアンナ弁護士は徹底的に調査をした。海外を含めた多くの医師に協力を求めたのである。その結果、この赤ちゃんにはビタミン欠乏症がありきわめて骨が脆かったこと、硬膜下血腫の原因として脳梗塞を生じていた可能性があることを明らかにすることができた。つまり骨折や三徴候の原因として、「揺さぶり」以外の可能性を明確に示すことに成功したのである。

アンナ弁護士の控訴審弁護は功を奏し、父親は逆転無罪となった。

このアンナ弁護士の弁護活動から学ぶべきことは多い。いくら可視化していても、立ち会いをしていても、消極的な弁護をしているだけでは冤罪は防げない。しかし、取調べが可視化されていれば、虚偽自白の原因を見つけることはできるはずである。そして、SBSをめぐる医学的な問題にもひるまず、徹底的に調査することによってこそ、道は開かれるのである。洋の東西や刑事司法制度を問わず、たゆまぬ弁護実践とそのための研鑽こそが重要であることを、改めて確信させるアンナ弁護士のインタビューであった。

では、以上のような冤罪被害者や弁護人らの苦闘の裏で、スウェーデンではSBS理論はどのように扱われてきたのであろうか。それは次々号で述べることにしよう（次号の連載は別のテーマの予定です）。

※2 EE氏(匿名)は、2007年に生後15日目の女兒を揺さぶって三徴候を生じさせたとして、逮捕・起訴され、SBS理論によって有罪が確定し4年間服役した。しかし、再審請求の中で、被害児には三徴候を生じ易い基礎疾患があったこと、出産時に強い力が加わった疑いが明らかになったことから、再審が認められ、2015年に雪冤した。

※3 リード(Reid)・テクニクとは、アメリカのポリグラフ検査官であったジョン・リードによって開発された糾問的な要素を含む取調べ技法を指す。否認する被疑者に対し、取調官が心理的に優位に立ち、被疑者を受動的な気分させて操作し、自白に導く9段階の技法を提唱する。リード・テクニクは、虚偽自白を生む危険性が高いと批判されている。詳細については、ギスリー・グッドジョンソン/庭山英雄外訳「取調べ・自白・証言の心理学」(酒井書店、1994年)40頁以下。